

令和7年度川島町一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)
増収分に係る社会保障4経費及びその他社会保障施策経費への充当状況について

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及びその他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
川島町の令和7年度一般会計決算における社会保障関連経費への充当状況は、下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	276,549 千円
【歳出】	社会保障4経費及びその他社会保障施策に要した経費	2,575,704 千円
	(うち一般財源)	1,364,015 千円)

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	障害者福祉事業	772,150	546,240	0	769	225,141	45,647
	高齢者福祉事業	16,006	1,000	0	102	14,904	3,022
	児童福祉事業	932,996	501,286	0	6,798	424,912	86,149
	小 計	1,721,152	1,048,526	0	7,669	664,957	134,818
社会保険	介護保険事業	325,600	28,425	0	0	297,175	60,251
	国民健康保険事業	98,796	61,406	0	0	37,390	7,581
	後期高齢者医療事業	352,392	48,447	0	13,442	290,503	58,898
	小 計	776,788	138,278	0	13,442	625,068	126,730
保健衛生	疾病予防対策事業	77,764	587	0	3,187	73,990	15,001
	小 計	77,764	587	0	3,187	73,990	15,001
合 計		2,575,704	1,187,391	0	24,298	1,364,015	276,549

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に応じ按分して充当しています。